

# I Cカード規定集

I Cカード乗車券「h a n i c a」取扱規則

# 阪神バス株式会社

## ICカード乗車券「hanica」取扱規則

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、阪神バス株式会社（以下「当社」という。）が発行するICカードを媒体とした回数乗車券および定期乗車券（以下「ICカード乗車券」という。）の利用者に提供するサービス内容とその利用条件を定め、利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

**第2条** 当社が発行するICカード乗車券（以下「hanica」（ハニカ）という。）の取り扱いについて、当社運送約款に定めがない場合または運送約款と異なる取り扱いの場合は、この規則が優先します。

2 この規則が改定された場合、以後のhanicaによる旅客の運送については、改定された規則の定めるところによります。

3 この規則に定めのない事項については、別に定めるものによります。

(用語の定義)

**第3条** この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「hanica」（ハニカ）とは、当社が発売するICカード乗車券をいいます。

(2) 「小児カード」とは、小学生以下の旅客（ただし、1歳未満の小児は除く）に対して発売するICカード乗車券をいいます。

(3) 「大人身障カード」とは、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者もしくは都道府県知事（政令指定都市にあつては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者であつて、その手帳（運送約款第24条第1項第3号に規定する本人確認方法を含む）を提示し、または市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出する旅客に対して発売するICカード乗車券をいいます。

(4) 「小児身障カード」とは、第2号及び第3号の規定に該当する旅客に対して発売するICカード乗車券をいいます。

(5) 「一般カード」とは、第2号から第4号まで以外のICカード乗車券をいいます。

(6) 「ストアードフェア」（以下「SF」という。）とは、hanicaに記録される金銭的価値で、旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。

(7) 「チャージ」とは、hanicaに入金してSFを積み増しすることをいいます。

(8) 「プレミアム」とは、チャージの際に、チャージ額に付加してhanicaに記録されるSFの一部をいいます。

(9) 「読取機」とは、電波によるICカード乗車券からの情報を読み取りまたは書き込みするために、バス車内の乗車口及び降車口に設置された装置をいいます。

- (10) 「hanicaプリペイド券」とは、プリペイド機能のみを有するhanicaをいいます。
- (11) 「hanica定期券」とは、券面に定期乗車券の表記がなされ、定期券機能のみ、または定期券機能およびプリペイド機能両方を有するhanicaをいいます。
- (12) 「デポジット」（預り金）とは、当社が旅客からICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。
- (13) 当社がSF及び定期券機能を付与して旅客にhanicaを貸与するとき及び旅客に貸与しているhanicaに定期券機能を付与するときは、「発売」と表現します。
- (14) 「自動チャージ機」とは、hanicaにチャージするための機器をいいます。
- (契約の成立時期)

**第4条** hanicaによる契約の成立時期は、当社が旅客にhanicaを発売したときとします。

- 2 個別の運送契約の成立時期は、バス車内の読取機で乗車記録をしたときとします。

(規則等の改定)

**第5条** この規則及びこの規則により定められた規定等は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、改定できるものとします。

- 2 前項によるこの規則の改定に際しては、改定後の規則の内容と適用開始日を、インターネットであらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(旅客の同意)

**第6条** 当社は、旅客がhanicaを使用し当社線に乗車した場合は、旅客がこの規則及びこの規則により定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとみなします。

(使用方法)

**第7条** 旅客がhanicaを使用して乗車する場合、乗車の際は乗車口に設置された読取機に、降車の際は降車口に設置された読取機（読取機の設置が乗車口または降車口のどちらか片方の場合は、乗車時または降車時のみ）にhanicaをタッチし、乗車記録及び降車記録をするものとします。

- 2 前項に規定する乗車記録をしない場合または乗車記録ができていない場合であって、当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。

- 3 旅客が降車する際に、hanicaのSF残額が当該乗車区間の運賃額に対して不足する場合は、次の各号のいずれかの方法で運賃を収受します。

(1) hanicaにバス車内でチャージのうえ、hanicaのSFから当該乗車区間の運賃を収受します。

(2) 旅客から当社の乗務員への申告により、hanicaのSF残額と、当該乗車区間の運賃額からhanicaのSF残額を減算した差額を不足分として現金及びhanicaにチャージすることで収受します。ただし、当社で利用可能なhanica以外のICカードを使用して、不足分の運賃額を支払うことはできません。

- 4 大人身障カード及び小児身障カードを使用する旅客は、降車する際に第3条第3号に規定する手帳を当社の乗務員に提示しなければなりません。

(取扱区間)

**第8条** hanicaは、当社のhanica取り扱い路線または区間において利用することができます。

2 座席定員制または座席指定制の路線及び区間（空港リムジンバス、高速バス等）では利用することができません。  
（共通利用）

**第9条** hanicaは、別表1に定める当社以外の会社において利用できます。

2 当社と前項に定める会社において共通利用できるhanicaの運賃サービスは、別表1に定めます。  
3 第1項に定める会社が実施する運賃サービス内容、並びにhanicaに関する取り扱い事項等については、当該会社の運送約款及び規定等によります。  
（発売箇所）

**第10条** hanicaの発売箇所等は、当社が別に定めます。

（制限事項等）

**第11条** 1回の乗車につき、2枚以上のICカード乗車券を同時に使用することはできません。

2 hanicaを当社で利用可能なhanica以外のICカードと重ねて読取機にタッチした場合、正しく反応しない場合があります。必ずhanica1枚のみを読取機にタッチするものとします。  
3 hanicaを当社で利用可能なhanica以外のICカードと重ねて読取機にタッチし、当該ICカードから運賃が収受された場合、当社はその責を負いません。  
4 当社は第3項により収受された運賃について、返却等には応じません。  
5 旅客がhanica定期券を利用して降車し、同一のhanica定期券を使用して降車した停留所から同一運行便に再度乗車した場合は、再度乗車後の運行便において当該hanica定期券は使用できません。  
6 偽造、変造または不正に作成されたhanicaを使用することはできません。

（制限または停止）

**第12条** 当社は旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは次に掲げる制限または停止をすることがあります。

（1）発売または再発行等を行う箇所、枚数、時間、方法の制限もしくは停止  
（2）乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバス車両の制限  
2 前項の規定によるサービスの制限または停止に対し、当社はその責を負いません。

## 第2章 基本事項

（ICカードの発行）

**第13条** hanicaは当社の他、別表2に定める会社が発行します。

（ICカードの所有権）

**第14条** hanica乗車券に使用するICカードの所有権は、当該カードを発行した第13条に定める会社に帰属します。

2 旅客は、hanicaが不要になったとき及びhanicaを使用する資格を失ったときは、hanicaを返却しなければなりません。

3 当社の都合により、予告なく発売したhanicaを交換することがあります。

(お客様登録)

**第15条** 小児カード、大人身障カード、小児身障カードおよびhanica定期券は、お客様登録を行う必要があります。

- 2 前項のカードについては、旅客が購入及び登録時に当社所定の用紙に必要事項を記入し、hanicaに個人データを記録することに同意のうえ発売・登録します。
- 3 一般カードは、希望する旅客に対してお客様登録（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）を行います。この場合、所定の手続きについては前項に準じます。
- 4 旅客は、お客様登録された情報に変更があった場合は、速やかに取扱窓口へその内容の変更を申し出なければなりません。
- 5 旅客が前項に規定する手続きを行わない場合、hanicaに関するサービスを受けることができない場合があります。この場合、当社はその責を負いません。
- 6 お客様登録を行う際に当社及び別表1に定める会社が取得するお客様の個人情報並びにhanicaの利用履歴は、当社及び別表1に定める会社によるhanicaのサービス及びバスによる運送サービス並びにお客様へのご連絡等これに付随する目的に限って利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

(デポジット)

**第16条** 当社はhanicaを発売する際に、デポジットとしてhanica1枚につき500円を収受します。

- 2 旅客がhanicaを返却したときは、第24条および第35条に定める場合を除き、当社はデポジットを返却します。
- 3 デポジットは旅客運賃・料金に充当することはできません。
- 4 hanica定期券の券面表示金額にデポジットは含まれません。

(利用履歴の確認)

**第17条** hanicaの利用履歴は、hanicaの発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）、自動チャージ機において直近の20件まで確認することができます。

- 2 利用履歴の確認内容は、利用日時、利用金額、乗車停留所、降車停留所（ただし、読取機の設置が乗車口または降車口のどちらか片方の場合は、乗車停留所または降車停留所のみ）、チャージ額及び残額です。
- 3 お客様登録したhanicaは、当該hanicaに登録された本人以外に履歴は開示しません。旅客が利用履歴の確認を希望する場合は、当社は当該旅客が当該hanicaにお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで利用履歴を開示します。当該旅客が当該hanicaにお客様登録された本人であると確認できない場合は、当該hanicaの利用履歴は開示しません。ただし、自動チャージ機ではこの限りではありません。

(機器類の故障等)

**第18条** 読取機等の機器類の故障等によりhanicaを利用できない場合は、乗車区間の運賃はhanica以外の現金等で支払いただくものとします。

### 第3章 hanicaプリペイド券

(発売額)

**第19条** hanicaプリペイド券は、別表3に定める当社所定の金額で発売します。

(チャージ)

**第20条** hanicaプリペイド券は、発売窓口、自動チャージ機またはバス車内によりチャージすることができます。

- 2 前項に定める当社におけるhanicaプリペイド券の各チャージ方法の取り扱い等は別表4に定めます。
- 3 チャージの際に付加するプレミア額は、チャージ額の8%相当額とする。
- 4 hanicaプリペイド券1枚あたりのSF残額の上限は20,000円(プレミア, デPOSIT除外)とします。
- 5 発売窓口においてチャージする場合は、旅客は当社所定の用紙に必要事項を記入し、発売窓口に出なければなりません。
- 6 バス車内でのチャージについては、つり銭の対応はいたしません、また、チャージのため機器に投入された紙幣については、当社機器での返金はできません。
- 7 チャージは、クレジットカードでの支払い(決済)は取り扱いしません。

(運賃の減算)

**第21条** 旅客がhanicaプリペイド券を利用する場合は、降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃を減算します。ただし、第7条第2項に該当する場合は、本条の規定にかかわらず第7条第2項の規定を適用します。

- 2 小児カードは小児運賃を減算し、大人身障カードおよび小児身障カードは当社が適用する割引後の額を減算します。

(効力)

**第22条** hanicaプリペイド券は、片道1回の乗車に限り有効なものとしします。

- 2 hanicaプリペイド券は、途中下車は取り扱いしません。
- 3 1枚のhanicaプリペイド券で複数人精算する場合は、降車時に精算する複数人の内容を乗務員に告げるにより、まとめて減算することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、複数人精算はできません。

- (1) 同一区間の乗車でない場合
- (2) 乗車区間に定期券利用が含まれている場合

(無効となる場合)

**第23条** hanicaプリペイド券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 小児カード、大人身障カード、小児身障カードを本人以外の者が利用した場合
- (2) 偽造、変造または不正に作成されたhanicaプリペイド券を所持している場合
- (3) その他不正乗車の手段として使用した場合

- 2 前項により無効として回収されたhanicaプリペイド券については、デPOSITを返却しません。

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の收受等)

**第24条** 前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、乗車停留所からの区間に対する普通旅客運賃と、これと同額の割増運賃を合わせて收受します。

- 2 前項の規定により旅客運賃及び割増運賃を收受する場合において、乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。

(紛失等再発行)

**第25条** お客様登録を行った旅客で、紛失したあるいは盗難にあったhanicaプリペイド券については、当社所定の用紙に必要事項を記入し、当該旅客が当該hanicaにお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで、発売窓口（ただし、係員機器を設置し、かつ当社が指定した窓口に限る。）に使用停止の手続きを行った旅客に対して、新規のhanicaプリペイド券を再発行します。

- 2 前項で再発行した新規のhanicaプリペイド券へのSF残額の移行は、当社の処理の都合上、旅客が使用停止の手続きを行った日の翌日から起算して3営業日以降となります。ただし、旅客が第1項の使用停止の手続きを行った当日から新規のhanicaプリペイド券の使用を希望する場合は、当社は当該旅客に対してSF残額がない新規のhanicaプリペイド券を先に貸与します。この場合、再発行手数料210円と新たにデポジット500円を申し受けます。
- 3 第1項により再発行するhanicaプリペイド券には、当社での使用停止処理が完了した後のSF残額確定時点のSF残額を移行します。この際、再発行手数料210円と新たにデポジット500円を申し受けます。
- 4 旅客は、当社が第1項の使用停止手続きを受け付けた後、これを取り消すことはできません。
- 5 第1項の再発行は、当社及び阪急バス株式会社が共通して提供するhanicaプリペイド券のみ取り扱いいます。

(破損等再発行)

**第26条** お客様登録を行った旅客で、hanicaプリペイド券が破損等により利用できなくなった場合は、当社所定の用紙に必要事項を記入し、当該旅客が当該hanicaにお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで、発売窓口（ただし、係員機器を設置し、かつ当社が指定した窓口に限る。）に提出することにより再発行します。

- 2 前項で再発行した新規のhanicaプリペイド券へのSF残額の移行は、当社の処理の都合上、旅客が使用停止の手続きを行った日の翌日から起算して3営業日以降となります。
- 3 第1項により再発行するhanicaプリペイド券には、第3項に規定する場合を除き、破損等により利用できなくなったhanicaプリペイド券のSF残額を移行します。ただし、hanicaの破損等に関して旅客に責（過失）がある場合は、再発行手数料210円と新たにデポジット500円を申し受けます。
- 4 旅客の故意によりhanicaの破損等がある場合は、当社は当該hanicaを回収し、旅客は新規購入となります。この場合、回収したhanicaプリペイド券のSF残額は移行しません。
- 5 第1項の再発行は、当社及び阪急バス株式会社が共通して提供するhanicaプリペイド券のみ取り扱いいます。

(当社の免責事項)

**第27条** 紛失したあるいは盗難にあったhanicaプリペイド券については、当社での使用停止処理が完了するまでの間に、当該hanicaプリペイド券の払戻しや使用等で生じた損害額等に関して、当社はその責を負いません。

(払戻し)

**第28条** hanicaプリペイド券が不要になった場合は、発売窓口に提出することにより当該hanicaプリペイド券のSF残額の払戻しを請求することができます。

- 2 当社は旅客より前項の払戻し請求を受けた場合、当該hanicaプリペイド券のSF残額の全てについて払戻します。SF残額の一部のみの払戻しは取り扱いしません。
- 3 第1項の払戻しについて、hanicaプリペイド券のSF残額のうちプレミア相当額は払戻しの対象となりません。

hanicaプリペイド券のSF残額からプレミア相当額を差し引いた残額が、払戻し手数料以下の場合は、払戻し額は  
ありません。

- 4 第1項の払戻しの際、当社は払戻し手数料として210円を申し受けます。
- 5 第1項の払戻しの際、hanicaを当社へ返納する場合は、当社は旅客に対して当該hanicaに係るデポジット500円  
を返却します。
- 6 第1項の払戻しの際、旅客は当社所定の用紙に必要事項を記入し、発売窓口へ提出しなければなりません。また、  
お客様登録されたhanicaプリペイド券である場合は、当社は当該旅客より身分証明書の提示を申し受けます。
- 7 第1項の払戻しは、当社及び阪急バス株式会社が共通して提供するhanicaプリペイド券のみ取り扱いします。

#### 第4章 h a n i c a 定期券

(発売)

**第29条** 当社は旅客よりhanica定期券の購入申込みがあった場合は、当社が指定する発売窓口にて当社所定の用紙に  
必要事項を記入（定期券自動発売機で発売する定期券の場合は必要事項を定期券自動発売機に入力）し提出された旅  
客に対し、発売条件に適用する次のhanica定期券を発売します。ただし、当社では阪急バス株式会社が提供するhanica  
定期券の発売はいたしません。

- (1) 「hanica通学定期券」「hanicaスクールパス」「hanica学期定期券」…学校教育法第1条に規定する学校、児  
童福祉法第39条に規定する保育所または当社の指定する種類の学校に通学又は通園するものに対して発売し  
ます。
- (2) 「hanicaグランドパス」…旅客が満65歳以上であり、hanicaグランドパスを使用する旅客本人の顔写真を提  
出のうえ、年齢を証明する書類を提示したときに発売します。
- (3) 「hanica通勤定期券」…(1)(2)以外の旅客に対して発売します。

2 前項の定期券の割引率、区間、期間、利用条件その他割引の適用等については、別に定める当社規定によります。  
なお、当社及び阪急バス株式会社が提供するhanica定期券のうち、当社及び別表1に定める会社において相互に利用  
可能なhanica定期券は別表5に定めます。

3 hanica定期券は、一部の発売窓口において、クレジットカードでの支払い（決済）を取り扱います。なお、クレジ  
ットカードでの支払いを取り扱う発売窓口、取り扱い時間等は当社が別に定めます。

4 デポジットはクレジットカードでの支払い（決済）は取り扱いしません。現金にて収受します。

5 定期券自動発売機では、hanica通勤定期券、hanica通学定期券、hanica学期定期券及びhanicaスクールパスを発売  
します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、定期券自動発売機では発売いたしません。

(1) hanica大人通勤定期券以外のhanica定期券の新規発売

(2) 第1項1号及び3号の内、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者  
もしくは都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者  
であって、その手帳を提示し、または市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出する旅客に対して発売する定期

券の継続発売

- (3) hanica通学定期券、hanica学期定期券及びhanicaスクールパスであって、学年（3月31日から4月1日）を跨ぐ継続発売

(定期券機能の優先)

**第30条** 定期券機能およびプリペイド機能両方を有するhanica定期券を、当該hanica定期券の券面表示区間（有効区間）において使用した場合は、定期券機能を優先して取り扱います。

(運賃の減算)

**第31条** 有効期間内のhanica定期券を使用し、券面表示区間（有効区間）を越えて乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗り越し）として取り扱い、当社運送約款の規定により定める運賃を当該hanicaにプリペイド機能としてチャージされたSF残額から収受します。

2 有効期間内のhanica定期券を使用し、割増しを適用する運行便に乗車する場合は、次の各号に規定する運賃を当該hanicaにプリペイド機能としてチャージされたSF残額から収受します。

(1) 券面表示区間内において乗車する場合は、当該乗車区間の割増しを適用した普通旅客運賃と当該乗車区間の普通旅客運賃の差額（当該乗車区間において割増しを適用しない場合の普通旅客運賃）

(2) 前項に規定する運賃については、当該割増しを適用した運賃額

3 hanica定期券は、有効期間の開始前および有効期間満了日の翌日以降は定期券としての効力を有しません。有効期間外に当該hanicaを使用した場合は、当該hanicaにプリペイド機能としてチャージされたSF残額から乗車区間に対応する普通旅客運賃を収受します。

4 hanica定期券を所持する旅客が、当該hanica定期券を使用することができない路線または区間において乗車した場合は、当該hanicaにプリペイド機能としてチャージされたSF残額から当該乗車区間に対応する普通旅客運賃を収受します。

(再印字)

**第32条** hanica定期券は、その券面記載事項が不明となったときは使用することができません。

2 券面記載事項が不明となったhanica定期券は、発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）で券面記載事項の再印字を請求することができます。ただし、当社では阪急バス株式会社が提供するhanica定期券の再印字は取り扱いません。

(効力)

**第33条** hanica定期券は、特に利用者を限定しない条件で発売されたhanica定期券を除き、券面に記載された記名人以外は使用できません。

2 hanicaグランドパスを使用する旅客は、降車の際に当該hanicaグランドパスに添付されている記名人の顔写真を当社の乗務員に提示したうえで、降車口に設置された読取機に当該hanicaグランドパスをタッチしなければなりません。

(無効となる場合)

**第34条** hanica定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 特に利用者を限定しない条件で発売されたhanica定期券を除き、記名人以外が使用した場合
- (2) hanicaグランドパスを使用する旅客と当該hanicaグランドパスに添付されている顔写真が同一人物でない場合
- (3) 偽造、変造または不正に作成された定期券を所持している場合
- (4) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の收受等)

**第35条** 前条の各号のいずれかに該当する場合は、当社運送約款の規定により定められた旅客運賃および割増運賃を收受します。

(紛失等再発行)

**第36条** 紛失あるいは盗難にあったhanica定期券については、当社所定の用紙に必要事項を記入し、発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る）に使用停止の手続きを行った旅客に対して、同一券種にて新規のhanica定期券を再発行します。

- 2 前項によりhanica定期券を再発行する場合は、再発行手数料520円と新たにデポジット500円を申し受けます。
- 3 旅客は、当社が第1項の使用停止手続きを受け付けた後、これを取り消すことはできません。
- 4 第1項の再発行は、当社が提供するhanica定期券のみ取り扱います。当社では阪急バス株式会社が提供するhanica定期券の再発行は取り扱いません。

(破損等再発行)

**第37条** hanica定期券が破損等により利用できなくなった場合は、当該hanica定期券を発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）に提出することにより同一券種にて再発行します。

- 2 前項の再発行に際して、hanicaの破損等に関して旅客に責（過失）がある場合は、再発行手数料520円と新たにデポジット500円を申し受けます。
- 3 旅客の故意によるhanicaの破損等がある場合は、当社は当該hanicaを回収し、旅客は新規購入となります。
- 4 第1項の再発行は、当社が提供するhanica定期券のみ取り扱います。当社では阪急バス株式会社が提供するhanica定期券の再発行は取り扱いません。

(当社の免責事項)

**第38条** 紛失した、あるいは盗難にあったhanica定期券については、当社での使用停止処理が完了するまでの間に、当該hanica定期券の払戻しや使用等で生じた損害額等に関して、当社はその責を負いません。

(払戻し)

**第39条** hanica定期券が不要になった場合は、発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）に提出することにより、当社の運送約款の規定により算出された当該hanica定期券残額の払戻しを請求することができます。

- 2 前項の払戻しの際、当社は払戻手数料として520円を申し受けます。
- 3 第1項の払戻しの際、hanicaを当社へ返納する場合は、当社は旅客に対して当該hanicaに係るデポジットを返却し

ます。

- 4 第1項の払戻しの際、旅客は当社所定の用紙に必要事項を記入し、発売窓口へ提出しなければなりません。また、当社は当該旅客より身分証明書の提示を申し受けます。
- 5 第1項の払戻しは、当社が提供するhanica定期券のみ取り扱います。当社では阪急バス株式会社が提供するhanica定期券の払戻しはいたしません。
- 6 クレジットカードでの支払い（決済）で発売したhanica定期券は、旅客が当該hanica定期券を購入した発売窓口においてのみ、払戻しを取り扱います。それ以外の発売窓口では、払戻しを取り扱いません。

（プリペイド機能）

**第40条** hanica定期券におけるプリペイド機能の取り扱い等については、第3章の規定に準じます。

## 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行します。

この規則は、平成26年6月17日に改正します。

この規則は、平成28年2月1日に改正します。

この規則は、平成28年3月20日に改正します。

この規則は、2019年7月1日に改正します。

この規則は、2019年10月1日に改正します。

この規則は、2020年4月1日に改正します。

この規則は、2021年6月1日に改正します。

別表1 (第9条関係)

会社名	共通利用できる運賃サービス	共通利用上の制限事項
尼崎交通事業振興株式会社	hanicaプリペイド券	バス車内での乗車時及び降車時の利用に限る。
	hanica通勤定期券	
	hanica通学定期券	
	hanicaグランドバス	
	hanicaスクールバス	
阪急バス株式会社	hanicaプリペイド券	バス車内での乗車時及び降車時の利用に限る。
	hanica通勤定期券	
	hanica通学定期券	
	hanicaグランドバス	
	hanicaスクールバス	

別表2 (第13条関係)

会社名	阪急バス株式会社

別表3 (第19条関係)

取扱区分	カード種類	発売額
発売窓口	一般カード、小児カード、 大人身障カード、小児身障カード	2,000円から1,000円単位で20,000円まで (デポジット含む) ※係員機器を設置しない窓口は一般カード(無記名式)の2,000円に限る。
自動チャージ機 定期券自動発売機	一般カード(無記名式のみ)	2,000円、3,000円、5,000円、10,000円 (デポジット含む)
路線バス車内	一般カード(無記名式のみ)	2,000円のみ (デポジット含む)

別表4 (第20条関係)

取扱区分	hanicaプリペイド券1回当のチャージ取扱額
発売窓口	2,000円から1,000円単位で20,000円まで (ただし、係員機器を設置する窓口に限る。)
自動チャージ機 定期券自動発売機	2,000円、3,000円、5,000円、10,000円
路線バス車内	2,000円

別表5（第29条関係）

【阪急バス株式会社で利用可能な阪神バス株式会社発行の hanica 定期券】

事業者	券種	区間	阪急バスの運賃区間			
			210円以下	220円	230円～310円	320円以上
阪神バス hanica 定期券	通勤 通学	210円区	○	×	×	×
		220円(全線)	○	○	×	×
	学期	大阪特区				
		神戸特区	×	×	×	×
		尼崎特区				
	阪神 スクール パス	210	○	×	×	×
		310	○	○	○	×
	はんしんグランドパス65		○	○	○	○

【阪神バス株式会社で利用可能な阪急バス株式会社発行の hanica 定期券】

事業者	券種	区間	阪神バスの運賃区間				尼崎交通 事業振興
			全線 (220円)	大阪特区 (210円)	神戸特区 (210円)	尼崎特区 (210円)	
阪急バス hanica 定期券	通勤 通学	160～200円区	×	×	×	×	×
		210円区	×	○	○	○	○
		220円区～	○	○	○	○	○
	阪急 スクール パス	160	×	×	×	×	×
		170	×	×	×	×	×
		210	×	○	○	○	○
		310	○	○	○	○	○
		520	○	○	○	○	○
		フリー	○	○	○	○	○
		はんきゅうパスグランドパス65	○	○	○	○	○